

16 かが漁業のうち沿岸かにかが漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 かが漁業のうち、沿岸かにかが漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
かが漁業（沿岸かにかが漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域

ア 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第2号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小 浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小 名 浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
江 名 町	第8号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
豊 間	第10号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面

沼之内	第12号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
請戸	第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
毎年4月1日から9月30日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 海中に敷設するかごの数は、30個を超えてはならない。
- (3) 甲幅5センチメートル以下のかには、採捕してはならない。
- (4) かに以外の水産動物を採捕してはならない。
- (5) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (6) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けなければならない。

- (7) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 かが漁業のうち沿岸かにかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。